

第 15 次 いわき市水道事業経営審議会（第 5 回）議事録

- 1 日時 平成 27 年 7 月 23 日（木） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 50 分
- 2 場所 水道局 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員 (出席：11 名)
井上広信、岩崎槇子、大川信行、高橋孝光、初瀬富士美、古川広子、
村田和子、村田裕之、矢作すみ枝、山田肇、吉田恭子
(欠席：4 名)
石山伯夫、佐藤弓子、長谷川純一郎、松浦晋也
※ 50 音順、敬称略。
 - (2) 事務局 仲野管理者、金成局長、上遠野次長、佐藤総務課長、渡邊経営企画課長、
片岡営業課長、志賀配水課長、永山工務課長、鈴木浄水課長、
小野南部工事事務所長、則政配水課主幹、熊倉浄水課長補佐、
横田工務課長補佐
 - 経営企画課
佐野課長補佐、須藤企画係長、遠藤財政係長、
企画係〔内田、木田、志賀、佐藤〕
 - 配水課
庶務係〔渡邊、新井、藁谷〕
- 4 会議形式 公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 会長挨拶
 - (3) 確認事項
 - ア 議事録の取扱いについて
 - (4) 議事録署名人の指名
 - (5) 報告
 - ア 前回資料の補足説明
 - (6) 議事
 - ア 水道施設更新計画について
 - イ 水道施設耐震化計画について
 - ウ その他
 - (7) 閉会
- 7 議事録の取扱いについて

議事録については、それまで全文記録方式だったものを、第 15 次審議会の第 1 回分から要点記録方式に変更することとし、第 3 回分までは事務局が要約し作成したものに議事録署名人の署名をいただくことで進めてきたが、要点記録方式は全ての発言が載るわけでもなく、また、発言通りの記載になるものでもないため、その要約が適切かどうかを次回の会議の中で委員に確認していただき、その後に署名をいただく形式に一部取扱

いを変更したいという事務局の提案に対し、審議会として要約内容を確認することは重要であり、むしろ議事として審議することが妥当であると判断された。併せて、前回（第4回）議事録案についても、事務局が作成した要約内容でよいとの確認をいただいたため、その後議事録署名人に署名をいただき、作成完了とすることになった。

8 議事録署名人の指名

議事録署名人は、会長の指名により、村田和子委員と村田裕之委員に決定した。

9 報告

事務局から資料「前回資料の補足説明」により、予備力の考え方を改めて説明するとともに、前回の質問に対する回答についての説明をした。

これに対し委員から「予備力の考え方については十分理解したが、いわき市の平成62年度の予備力確保率が21.6%であり、同規模事業体の現在の26.5%より低くなる。21.6%でも大丈夫であるという根拠を今後まとめていく際には記載すべき。」との意見があった。

10 議事

(1) 水道施設更新計画について

＜事務局説明＞

- 資料7「水道施設更新計画」により説明がなされた。
 - ・ 計画策定の目的
 - ・ 対象施設
 - ・ 計画の基本方針
 - ・ 更新計画事業費

＜議事要旨＞

- 委員から「市独自の更新基準を適用するということは、法定耐用年数を超えて使用することになるが、水道施設の実態に応じて市が独自に定めた実使用年数を使用することについて安全性・機能性など問題がないことを審議会も理解していることから、最終的に報告する際は、問題がないという十分な説明を記載すべき。」という意見があった。
- 委員から資料7のシート8について「更新計画外事業とは何か。」という質問があり、事務局から「主に口径20cm未満の配水管について、実使用年数は設定しないが、漏水事故の実績等を踏まえて適宜修繕等で対応していく部分のことなどである。ただし、20cm未満の管は管路延長の大半を占めるため、一旦は計画対象外として策定したものの、維持補修と建設改良の考え方の整理を含め、なんらかの形で計画に取り込んでいくことなどを検討しているところである。」との説明があったため、審議会としては「検討結果を待つて改めて審議したい。」とされた。

(2) 水道施設耐震化計画

＜事務局説明＞

- 資料8「水道施設耐震化計画」により説明がなされた。
 - ・ 計画策定の目的
 - ・ 耐震化の現状
 - ・ 耐震化の方法
 - ・ 耐震化の基本方針

＜議事要旨＞

- 委員から「他市との耐震化の比較にあたって、そもそも耐震化の定義とはどういったものか。」との質問があり、事務局から「管路については、厚生労働省が指定した耐

震管を使用していれば耐震化されている、使用していなければ耐震化されていない、ということである。また、構造物については、施設の重要度や想定する地震の規模によっても異なるが、想定した最大の地震が起こっても、被害が少なく重大な影響がないことを耐震化としている。いわき市の場合、東北地方太平洋沖地震を最大に想定しているため、それに耐えうるレベルを本市の耐震化の基準とするが、他都市との比較で記載した耐震化率の算出方法については、“何年以降に更新したもの”というような基準の年があり、それ以降に更新したものが耐震化の割合となる。”との説明があった。

- 委員から「(資料8のシート3) いわき市の配水池の耐震化率が15.5%であるが、残り84.5%を、東日本大震災でも問題なかった施設も含め、全てレベル2(概ね震度6弱～7)の地震に対応できるように随時更新していくという理解でよいのか。」との質問があり、事務局から「東日本大震災でも壊れなかった施設もあることから、今後、再構築計画などを考慮しながら早急に耐震化を行う必要があるかも含め、優先順位を検討していく必要がある。」との説明があった。
- 委員から「配水池への緊急遮断弁の設置は、基幹配水池だけにつけるのかどうか、また、その設置時期は。」との質問があり、事務局から「主要な配水池に計画を立てて順次設置していく。」との説明があった。再度委員から「緊急遮断弁は自動で閉まるということであり、往々にして誤作動があることから、その辺も考慮して設置すべき。」との意見があり事務局が了承した。
- 委員から「耐震化の費用の試算はしたのか。」との質問があり、事務局から「耐震化としては約33億円と試算しており、これは更新計画全体の事業費1,535億円に含まれている。再構築や更新に併せて当然耐震化される部分があり、その耐震化費用は再構築計画や更新計画に織り込まれている。33億円は緊急遮断弁設置や耐震補強工事だけを行う費用である。」との説明があった。

(3) その他

- 次回日程等
 - ・第6回審議会について
 - 日時：平成27年10月1日木曜日 午後3時から5時まで
 - 場所：水道局3階第1会議室

11 閉会